



経済産業省  
関東経済産業局

資料5

# 取引適正化に向けた 関東経済産業局の取組について

令和6年2月7日  
関東経済産業局

# 目次

- 1. 物流2024年問題への対応**
- 2. 価格交渉促進月間（2023年9月）  
フォローアップ調査の結果について**
- 3. 国の施策と支援体制について**
- 4. 価格交渉に役立つコンテンツ等について**

# 1. 物流2024年問題への対応

# 物流2024年問題への対応（関係省庁との連携）

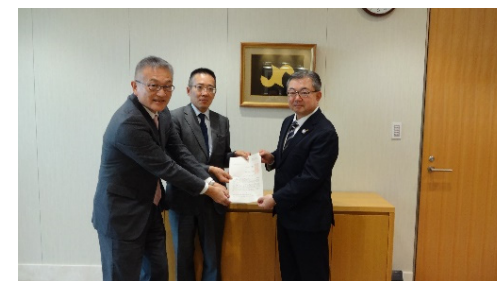
トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題といます。関東経済産業局では、トラック事業の取引適正化のため、関係省庁と連携した取組を行っています。

## ・荷主事業者に対するトラック事業の取引環境改善に向けた要請（令和5年8月）

関東運輸局、各都県労働局、関東農政局との連名により、荷主事業者に対して、トラック事業の取引環境改善に向けた取組への協力要請を发出。

## 関東商工会議所連合会への協力要請（令和5年12月14日）

関東運輸局との連名により、関東商工会議所連合会に対して、物流負荷の軽減や、必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者と協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。



## 運輸局との連携

- ・トラックGメンと下請Gメンで連携し、トラック事業者への合同ヒアリングを実施。
- ・荷主事業者に対し、トラック事業者への配慮を「働きかけ」。
- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（茨城、東京、新潟、静岡）」に出席。

# 物流2024年問題への対応（自治体との連携）

長野県と連携し、県内経済団体やトラック協会、関係行政機関等と、物価高及び物流問題に対応するための意見交換を実施。昨年11月には関係機関等による「共同宣言」を採択しました。

## 【長野県】物価高・物流問題に対応するための意見交換会（令和5年9月6日）

物価高を克服し、継続的な賃上げを実現するために必要な対策、及び物流2024年問題に対応するために必要な対策について意見交換。

[参加団体]一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、日本労働組合総連合会長長野県連合会、株式会社八十二銀行、株式会社日本政策金融公庫長野支店 国民生活事業部、長野県信用保証協会、公益社団法人長野県トラック協会、厚生労働省長野労働局、経済産業省関東経済産業局、国土交通省北陸信越運輸局、長野県市長会、長野県町村会、長野県

## 【長野県】物流2024年問題の克服に向けた共同宣言採択会議（令和5年11月22日）

物流の2024年問題の克服に向け、関係機関等が連携し、物流事業者や荷主事業者が取り組む事項等の実施を促進するために「共同宣言」を採択

[参加団体]一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、日本労働組合総連合会長長野県連合会、公益社団法人長野県トラック協会、長野県消費者団体連絡協議会、J A長野県グループ、厚生労働省長野労働局、経済産業省関東経済産業局、国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局、長野県市長会、長野県町村会、長野県

# (参考) 物流効率化に向けた先進的な実証事業

商務・サービスグループ

消費・流通政策課

／物流企画室

## 令和5年度補正予算額 55億円

### 事業の内容

#### 事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。

物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。

『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

#### 事業概要

(1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

(2) 自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



(1) 補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3

(2) 補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

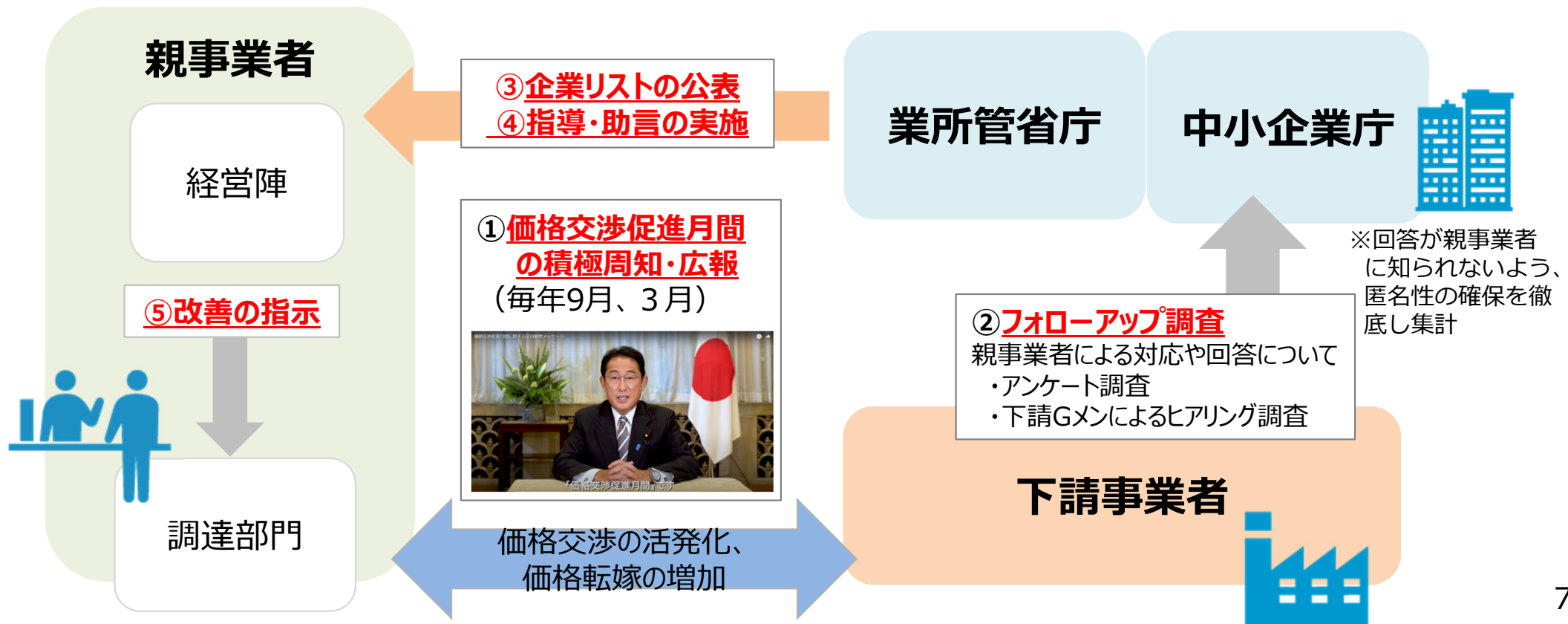
### 成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

## **2. 価格交渉促進月間（2023年9月） フォローアップ調査の結果について**

# 価格交渉促進月間を活用した、価格交渉・転嫁の促進

- 経済界全体で、価格交渉、価格転嫁を促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し、経済界に周知・依頼（①）。2021年9月、2022年3月、同年9月、2023年3月、同年9月と、計5回実施。
- 「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、フォローアップ調査を実施（②）。その結果を踏まえ、
  - 「下請中小企業からみた交渉・転嫁の状況」を整理した「企業リスト」を公表。（過去2回で計270社）（③）
  - 評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管大臣名で経営トップへ指導・助言（過去5回で約90社）（④）
- 親事業者は、調達担当者へ改善を指示（⑤）。
- これを粘り強く継続し、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。





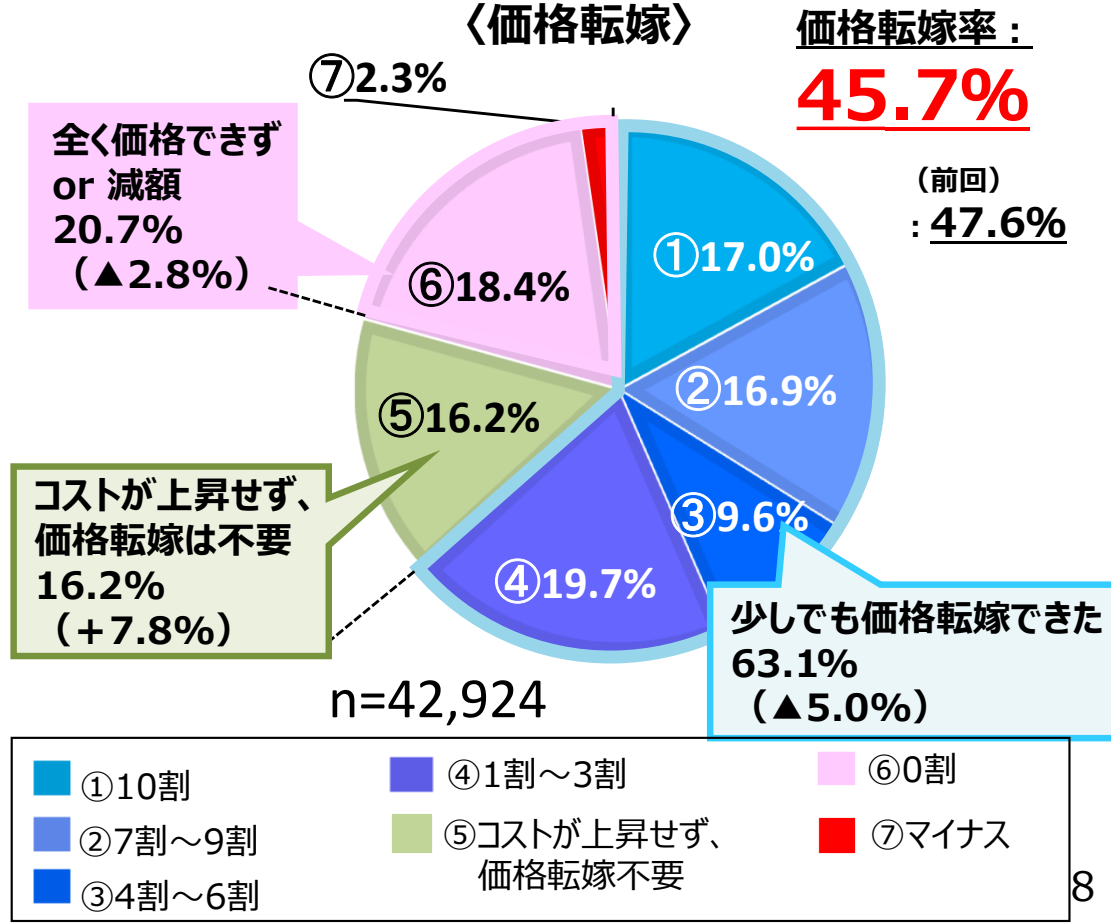
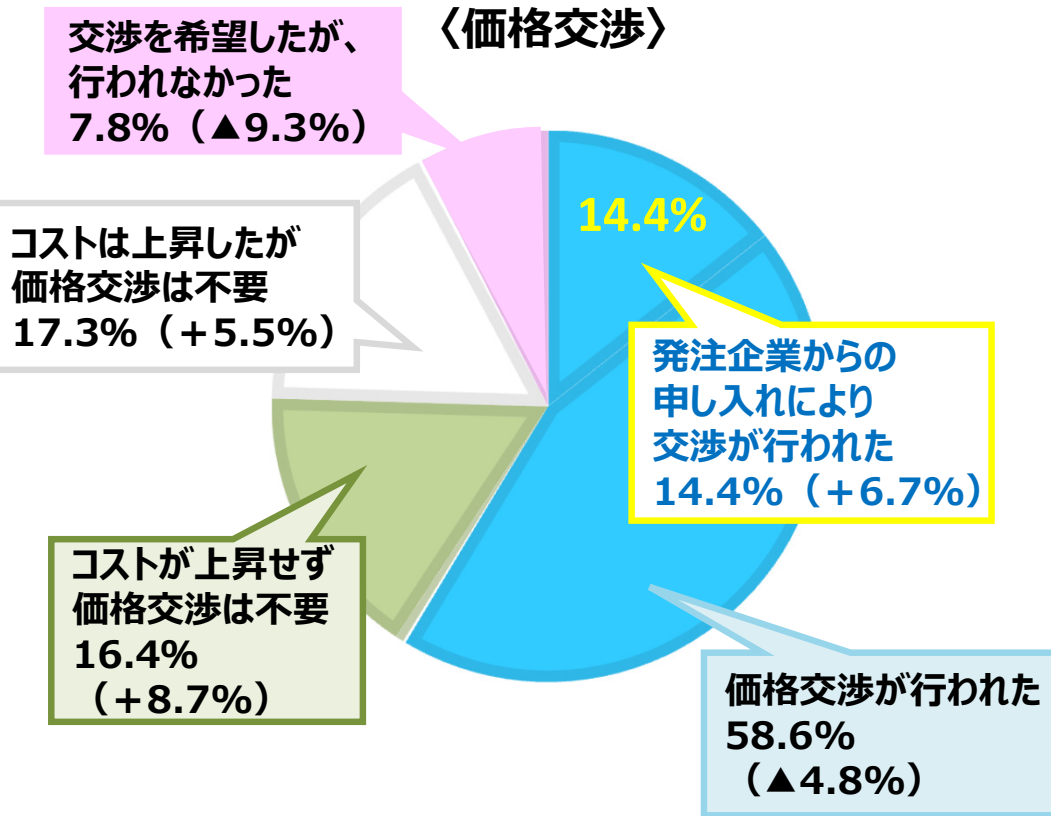
# 2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（対2023年3月調査結果）

## 【価格交渉】

- 「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた」企業の割合は、約2倍に増加。価格交渉しやすい雰囲気は、徐々に醸成されつつあるが、課題も残る（交渉材料が準備できない等）。

## 【価格転嫁】

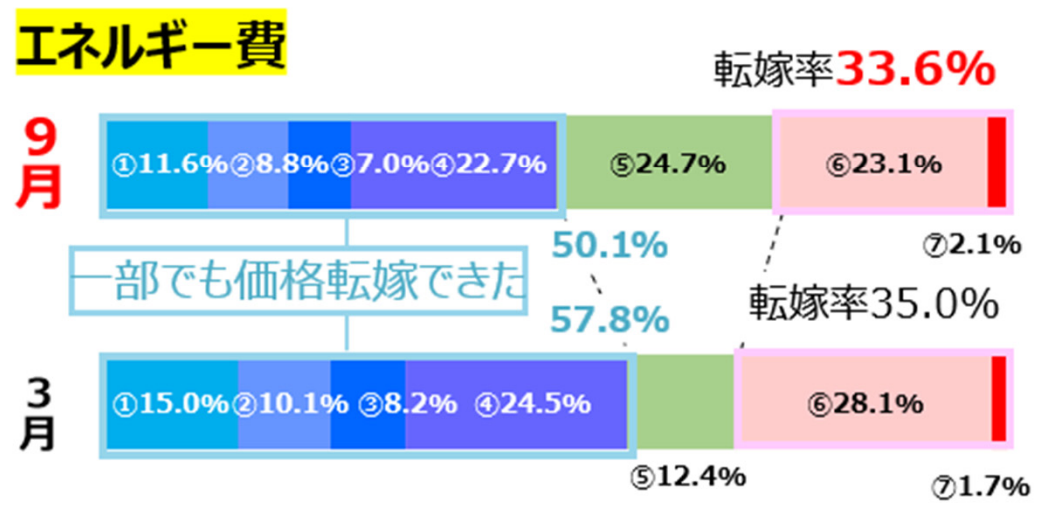
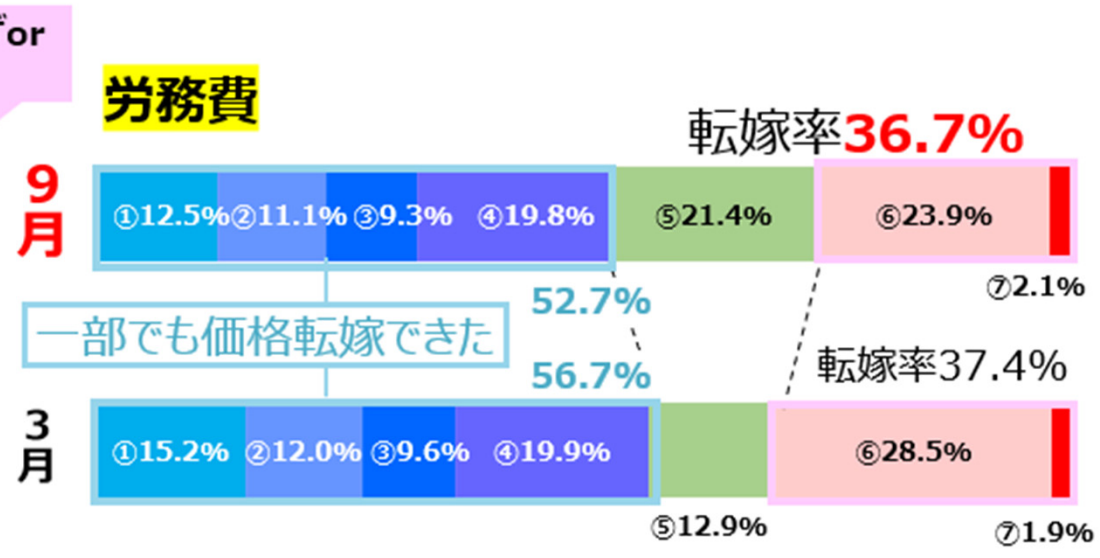
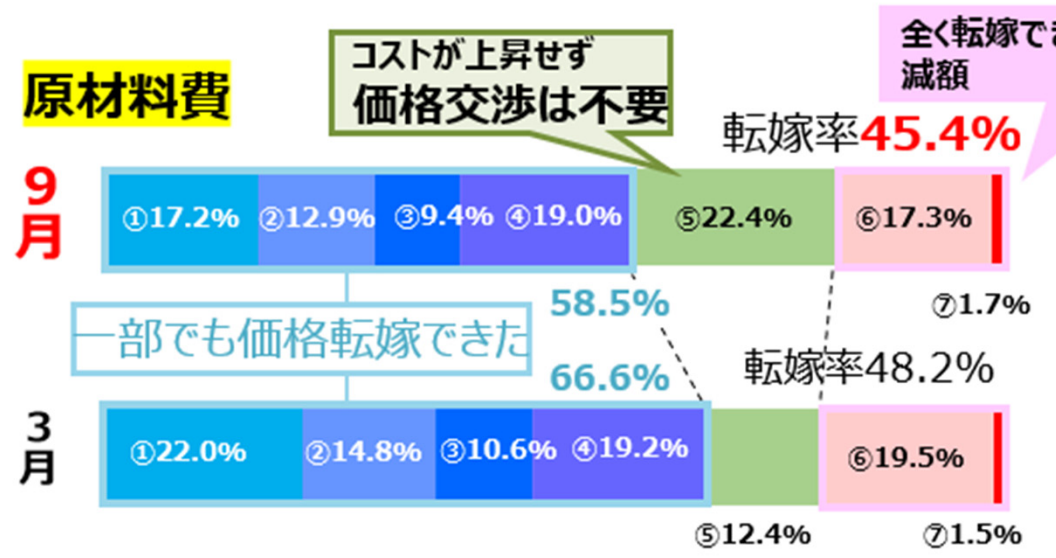
- コスト全体の転嫁率は3月時点から微減して45.7%となったものの、「全く転嫁できなかった」または「減額された」企業の割合は約3ポイント減少。価格転嫁の裾野は広がりつつあるが、高い転嫁率を目指す必要。



n=42,924

# 2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（コスト要素別転嫁率）

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」（下記の緑色）が、約10ポイント増加。
- 3月時点と同様、労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。



問. 直近6ヶ月間の各コスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

①10割	④3割、2割、1割	⑥0割
②9割、8割、7割	⑤コストが上昇せず、価格転嫁不要	⑦マイナス
③6割、5割、4割		

# 業種別の【価格交渉、価格転嫁】の状況

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向（例：機械製造、化学）。
- 価格交渉は行うが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、交渉は行われませんが、転嫁率が高い業界も存在（例：製薬、飲食サービス）。

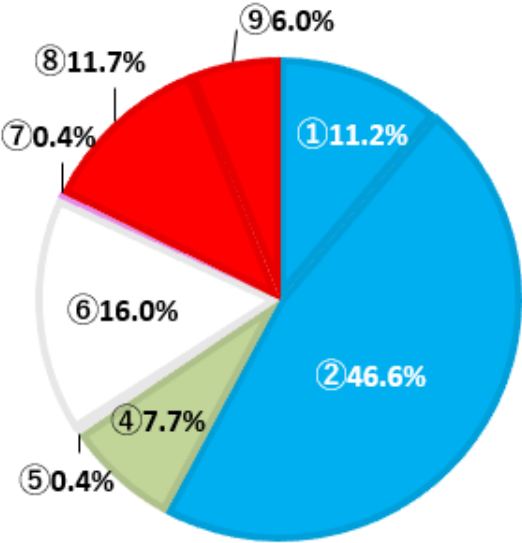
価格交渉		価格転嫁		価格転嫁率	
		全体		45.7%	
業種別	1位	造船	1位	化学	59.7%
	2位	機械製造	2位	食品製造	53.7%
	3位	化学	3位	電機・情報通信機器	53.4%
	4位	食品製造	4位	機械製造	53.3%
	5位	電機・情報通信機器	5位	飲食サービス	52.1%
	6位	自動車・自動車部品	6位	製薬	50.7%
	7位	金属	7位	卸売	50.5%
	8位	繊維	8位	造船	50.2%
	9位	印刷	9位	紙・紙加工	49.2%
	10位	卸売	10位	金属	48.8%
	11位	鉱業・採石・砂利採取	11位	小売	48.7%
	12位	紙・紙加工	12位	印刷	48.2%
	13位	石油製品・石炭製品製造	13位	繊維	47.0%
	14位	建設	14位	広告	45.9%
	15位	電気・ガス・熱供給・水道	15位	建材・住宅設備	45.3%
	16位	小売	16位	建設	45.1%
	17位	広告	17位	自動車・自動車部品	44.6%
	18位	建材・住宅設備	18位	金融・保険	42.4%
	19位	飲食サービス	19位	石油製品・石炭製品製造	42.0%
	20位	金融・保険	20位	電気・ガス・熱供給・水道	41.1%
	21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	鉱業・採石・砂利採取	40.6%
	22位	トラック運送	22位	不動産業・物品賃貸	39.7%
	23位	廃棄物処理	23位	情報サービス・ソフトウェア	39.6%
	24位	放送コンテンツ	24位	廃棄物処理	34.0%
	25位	通信	25位	通信	32.6%
	26位	不動産業・物品賃貸	26位	放送コンテンツ	26.9%
	27位	製薬	27位	トラック運送	24.2%
-	その他	-	その他	41.9%	

# (参考) 個別の業界ごとの交渉・転嫁状況、下請Gメンが収集した事業者の声

## トラック運送

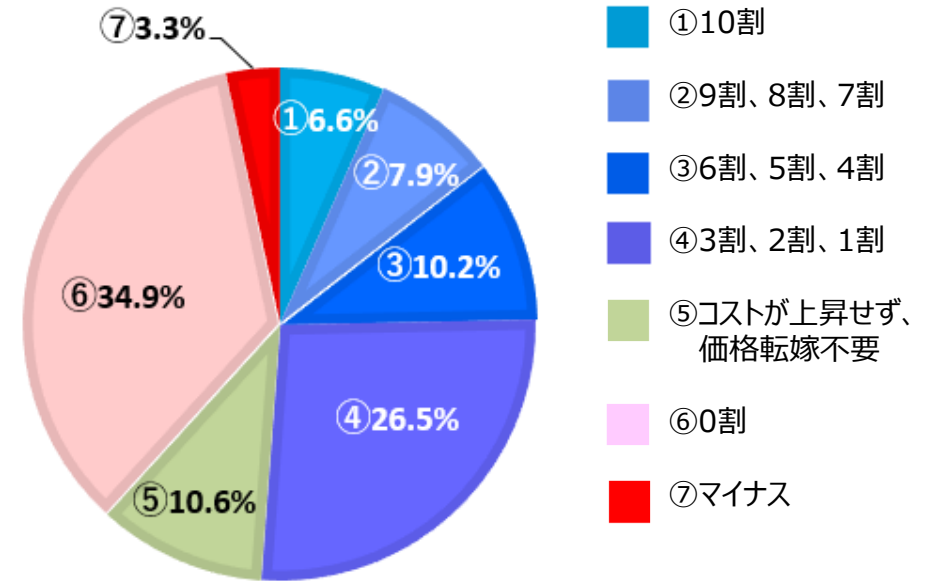
【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

直近6ヶ月間の価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6ヶ月間の価格転嫁の状況【コスト全般】



**転嫁率：24.2%**

n=1,297

下請Gメンヒアリング等による生声

- 発注企業との価格交渉は、都度必要なタイミングで実施できている。直近では、発注企業側から値上げ交渉の申し入れがあり、コスト上昇分に対して価格転嫁を実現できた。
- ▲ 値上げを希望して発注企業に価格交渉申し込んだが、相場価格が上昇していないという理由で価格を据え置かれた。結局、取引停止を恐れて、やむなく受け容れた。
- ▲ 価格交渉自体は年に1回行われているが、コロナ禍前に労務費がわずかに値上げされて以降、その後は据え置かれている。今年9月に価格交渉を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ▲ 発注企業に労務費の値上げ要求をしても、「要求をしてくるのはあなただけだ」と返答があり、全く転嫁できていない。他社との競合があることにつけこみ、一方的に「この価格でいいなら発注する」と通告が来て価格が固定されてしまっている。

# 価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

● 令和6年1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（220社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K (株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

●  
●  
●

(2023年9月月間  
に基づく企業リスト)



**(価格交渉/  
転嫁の評価)**

下請中小企業からの  
価格交渉、価格転嫁  
についての回答の  
平均値(※10点満点)を  
ア、イ、ウ、エの4区  
分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、  
4点以上

ウ：4点未満、  
0点以上

エ：0点未満

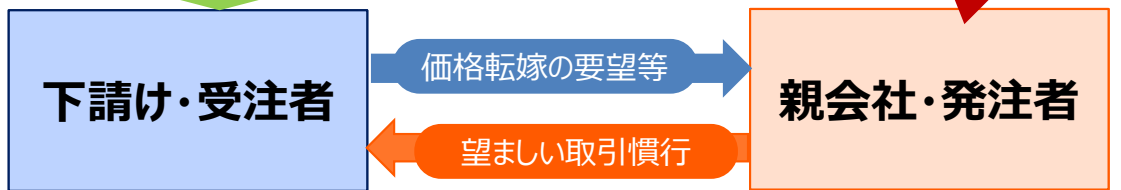
## **3. 国の施策と支援体制について**

# 「パートナーシップ構築宣言」

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

## 1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等



製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場合が想定されます。

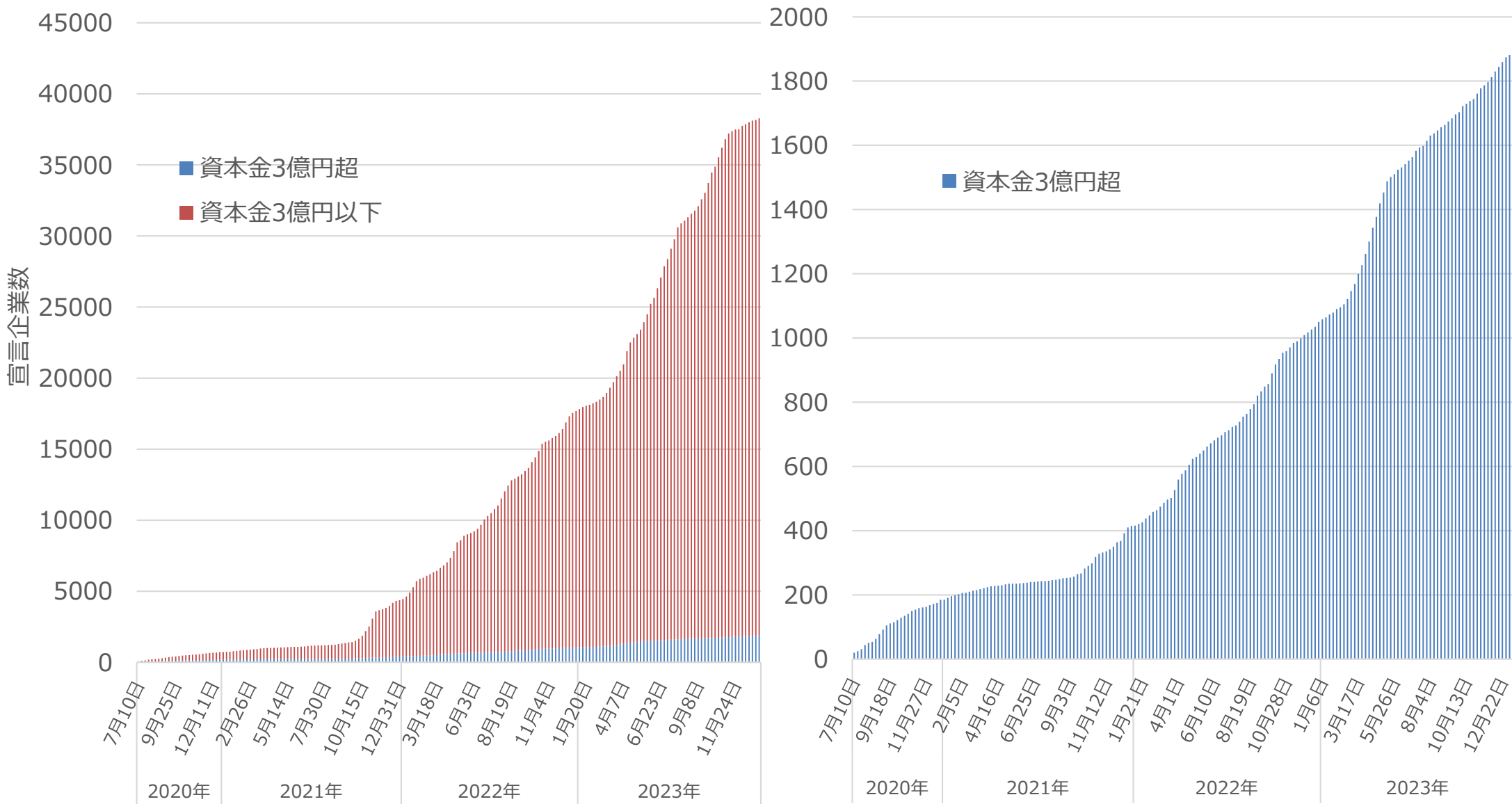
## 2. 「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。
- いくつかの補助金で加点を受けることができます。
- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、賃上げ促進税制を活用時に宣言が必要です。2022年度から拡充された税制は、2023年3月末以降の税務申告から適用されます。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年1月12日時点で**38,276社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,890社**）

## ■ 宣言数の推移

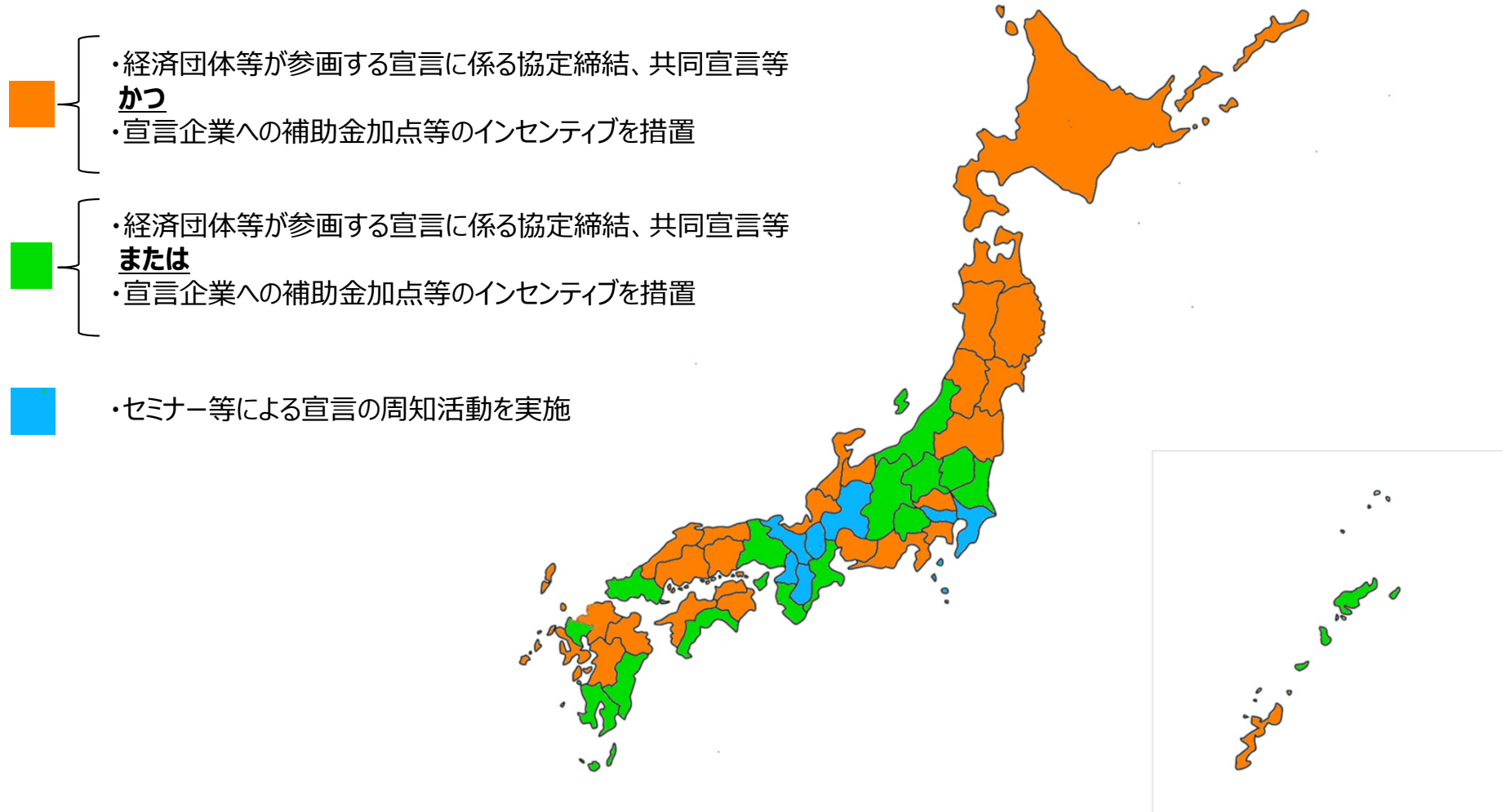




# 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

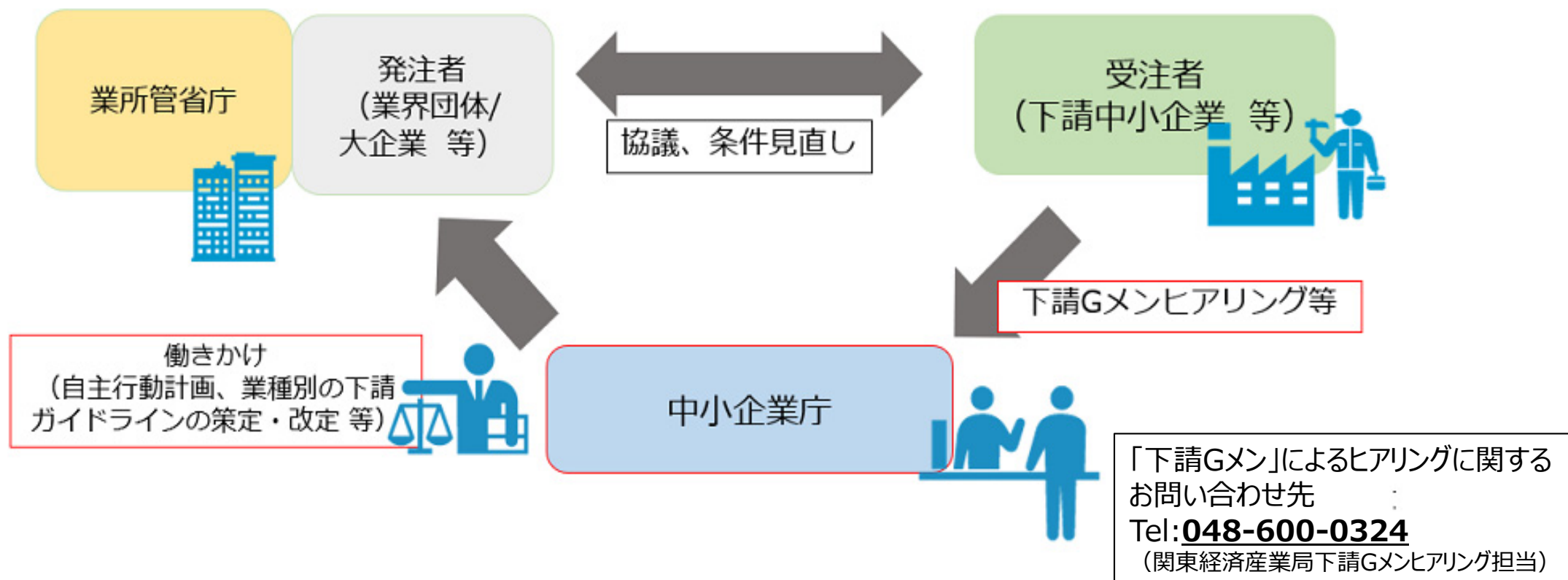
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。
- 茨城県では、県内団体（商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、経営者協会）が、宣言の促進と地域経済の活性化に関する共同宣言を発出。

## 〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2024年1月19日時点）〉



# 下請Gメンの活動について

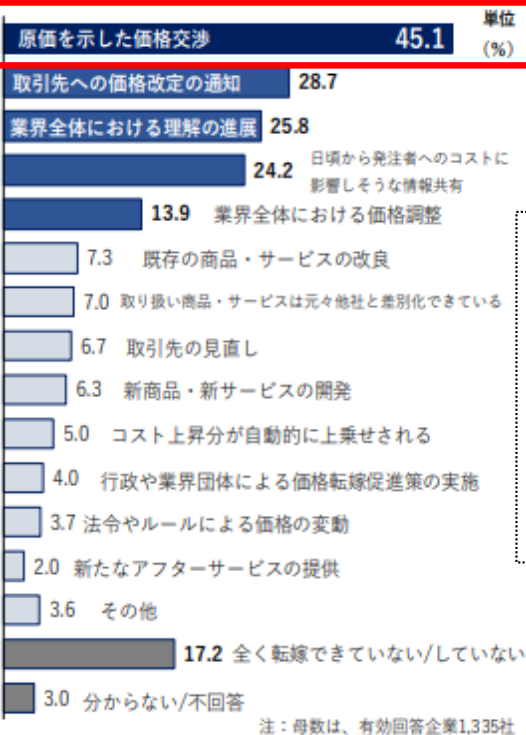
- ・2017年4月から取引調査員（下請Gメン）を全国に配置  
2021年度 120名⇒2022年度 248名⇒2023年1月より300名⇒**2024年度330名（予定）**
- ・下請Gメンは、幅広い業種の中小企業から、下請取引の実態等についてヒアリング。  
業種毎に集計し、傾向を分析。これにより、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例/問題事例、価格交渉の実態等を収集し、以下の通り活用。
  - ①（望ましい取引関係を定めた）振興基準の改正や、個別企業への指導・助言、業界団体等への働きかけ。
  - ②業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改訂への働きかけ。
  - ③下請代金法に基づく取締りの端緒情報等として活用 等



# 価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➢ 2023年3月に原材料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

## ＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

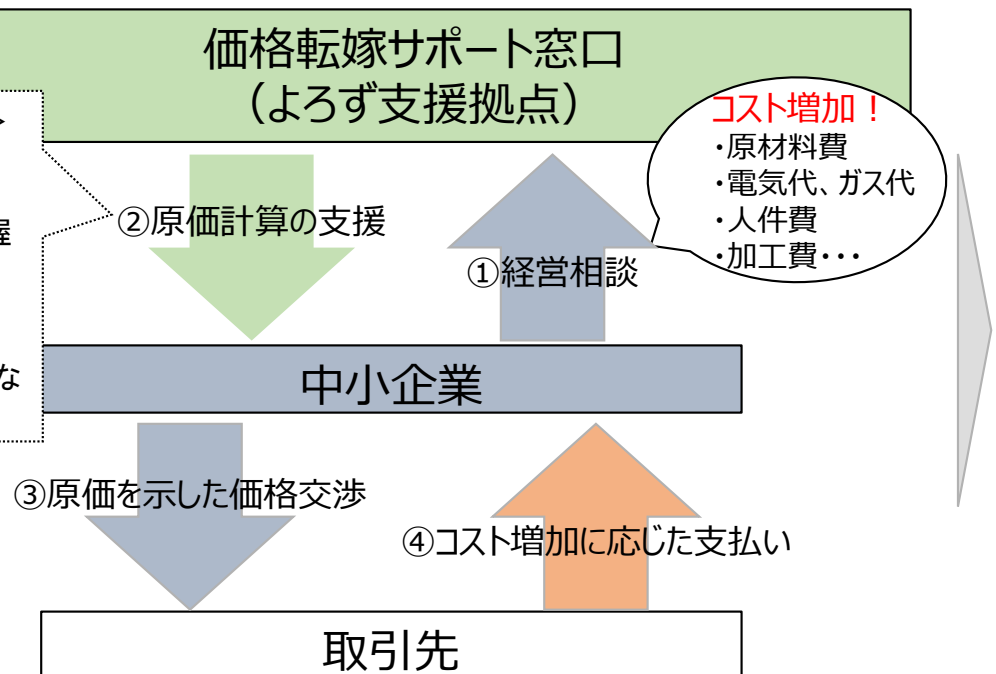
＜原価計算能力向上に係る主な支援内容＞

・原価管理に係る基礎支援

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。

・製品原価算出に係る実践的な提案

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法を提案。



適切な価格転嫁の実現

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表)

## 本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者双方の立場からの行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行う事が必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する12の行動指針

### 発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

### 受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

# 下請代金法の厳正な執行

- 物流分野の取引の公正化(優越的地位の濫用防止)のため、独占禁止法、下請代金法で規制

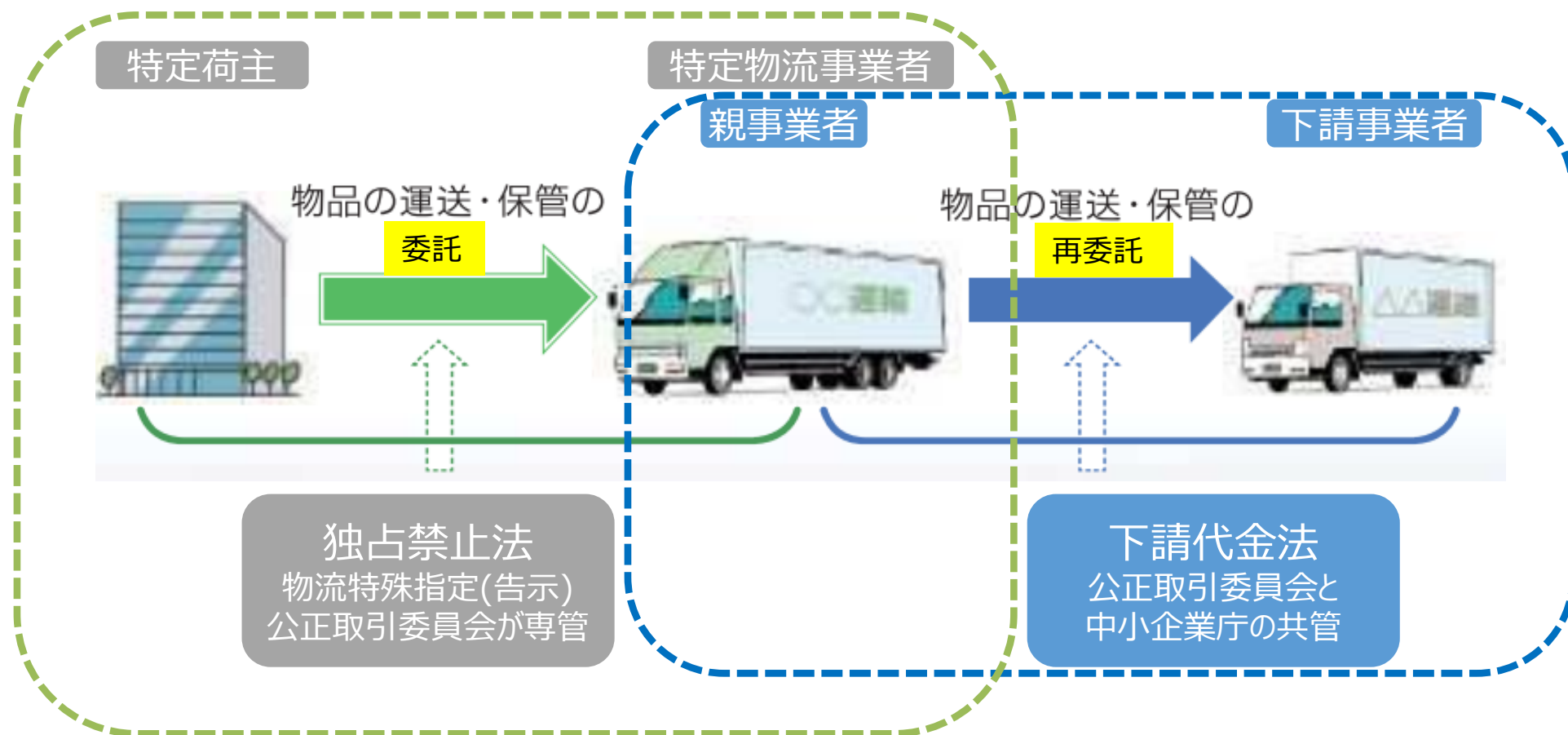


図: [公正取引委員会『物流特殊指定～知っておきたい「物流分野の取引ルール」』](#)より引用

# 下請代金法の違反事例

確認された事実	適用条項
毎月末日締め、翌々月末日で支払っている。	下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)違反 支払期日を定める義務(第2条の2)違反 ※一定の要件の下、特例あり
あらかじめ取り交わした運賃表から一律20%引きで支払っている。	下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)違反
運賃表が3年以上にわたって改定されておらず、燃料サーチャージ制も未導入。聴取によると、下請事業者から申入れがないため改定せず。	買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)違反(おそれ)
下請事業者に定期便の運送を委託しているが、緊急の運送業務が発生し、下請事業者が休日に臨時便により対応したが、下請事業者と協議することなく、通常の料金で委託した。	買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)違反(おそれ)
親事業者所有のトラックが事故により一時的に使用できなくなったため、下請事業者所有のトラックを無償で借受けた。	不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)違反

## 強化された下請代金法運用基準

下請代金法運用基準 第4 親事業者の禁止行為 5 買ったたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。(新設)

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。(改正)

# 下請かけこみ寺

中小企業

個人事業主

フリーランス

の皆さん

取引上の悩み

抱えていませんか？

知財の侵害  
・保護

代金の  
未払い

受取  
拒否

買い  
たたき

返品

不当な  
やり直し

値引き

下請かけこみ寺  
にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

0120-418-618

## 無料相談(相談員・弁護士)

例えば...

- ① 支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ② お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします



オンライン相談

オンライン上の対面で  
相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします



相談事例

下請かけこみ寺 相談ダイヤル 0120-418-618

【受付時間】 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)  
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

## 調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

(下請かけこみ寺のサイト)



下請かけこみ寺は全国に設置しています。

0120-418-618  
(お近くの「下請かけこみ寺」につながります)

## 違反行為情報提供・申告窓口

- ・下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。
- ・中小企業の皆様からの積極的な情報提供をお待ちしております。

1.公正取引委員会・中小企業庁では、以下URLの情報提供フォームを通じて、買ったたきなどの違反行為をしていると思われる親事業者に関する情報を広く受け付けます。

2.提供いただいた情報は、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、下請法上の定期調査における対象業種の選定や調査票の送付先の選定（公正取引委員会、中小企業庁）などに活用させていただきます。

3.なお、このフォームは違反行為を詳細に申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく「[下請法申告受付窓口](#)」から申告してください。

### 情報提供フォームのURL・バナー

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

違反行為情報提供フォーム▶

下請代金支払遅延等防止法



## 4. 価格交渉に役立つコンテンツ等について

# 価格交渉サポート事業

- ・下請等中小企業者が親事業者等との取引価格の決定にあたり、必要となる価格根拠の提示の仕方や関連法規等の習得のため、セミナー等を実施している。

## 価格交渉サポートセミナー

主に下請中小企業者を対象とした「e-learning」「オンライン講習会」を実施。 (令和4年度実績)

「e-learning」は、登録者13,607名、全プログラム完了者1,660名。

「オンライン講習会」は、74回開催し、受講者4,604名。

URL : 「<https://tekitorisupport.go.jp/>」



### 適正取引講習会オンライン 価格交渉サポート 準備編

価格交渉サポート (準備編)



#### 3. 事前検討事項

##### 関係資料や対応事例

- ・コスト(原材料、エネルギー、運賃、人件費)推移資料
- ・過去のコスト高騰(暴落)時の自社方針や対応事例

##### 自社の実態

- ・コスト高騰(暴落)が自社製品価格に影響する度合い
- ・自助努力による吸収度合いなどの実態

##### 相手の対応模索

- ・相手の要望を聞き出し合意点を探る
- ・短期と中期の解決策を立て、相手の協力意思を探る



## CONTENTS

<b>1 はじめに</b>	
Ⅰ 本ハンドブックのねらい	1
Ⅱ 本ハンドブックの活用方法	1
Ⅲ 本ハンドブックの内容	2
<b>2 こんな取引条件に要注意!!</b>	
Ⅰ 合理的な説明のない価格低減要請	3
Ⅱ 原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇の取引価格への反映	4
Ⅲ 型の無償での保管・管理	5
Ⅳ 量産品と同じ単価での補給品販売の要請	6
Ⅴ 大量発注を前提とした単価設定	7
Ⅵ 合理的な理由のない指値発注	8
Ⅶ 発注者が負担すべきコストの受注者負担	9
Ⅷ 割引困難な長期手形の交付	10
Ⅸ 製品の図面などの技術情報の無償提供	11
Ⅹ 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担	12
Ⅺ 発注者の都合による受領拒否	13
Ⅻ 従業員派遣や自社商品購入の強要	14
<b>3 受注者のための価格交渉ノウハウ</b>	
Ⅰ 価格根拠を上手に伝えましょう	15
Ⅱ 取引条件に関するルールを決めましょう	20
Ⅲ 取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう	25
<b>4 あなたの会社を守る法律・ガイドライン</b>	
Ⅰ 関連法規	27
Ⅱ 下請ガイドライン	32
Ⅲ 業界の自主行動計画	32
Ⅳ 型管理の適正化に向けたアクションプラン	32
<b>5 困った！ そんな時の相談先</b>	
Ⅰ 取引上の悩みについて相談する	33
Ⅱ 取引上の問題について行政に話を聞いてほしい	34
Ⅲ 関連法規・その他下請中小企業政策全般について尋ねる	35
Ⅳ マンガで読む！ 下請かけこみ寺相談事例集	36



# リンク及び関連資料のご案内

## ●リンク

- ◆価格交渉促進月間フォローアップ調査結果(業種別ランキング・企業リスト公表等)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>



- ◆パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>



- ◆適正取引支援サイト(価格交渉オンライン講習会)

<https://tekitorisupport.go.jp/>



- ◆価格転嫁サポート窓口(よろず支援拠点一覧)

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>



## ●関連資料

- ◆価格交渉ハンドブック(初級編)

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230710003/20230710003-1.pdf>



- ◆中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック(改訂版)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku\\_kosho\\_handbook.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf)



- ◆広報資料(下請かけこみ寺・価格交渉ノウハウハンドブック等)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.htm>



- ◆労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

